

京都市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例（令和3年2月25日京都市条例第28号）（行財政局総務部総務課）

京都市ふるさと納税基金の名称及び設置の目的を変更するとともに、同基金に企業版ふるさと納税寄付金等を積み立てる必要があるため、京都市ふるさと納税基金条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和3年2月25日から施行することとしました。

京都市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年2月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第28号

京都市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例

京都市ふるさと納税基金条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条を次のように改める。

京都みらい夢基金条例

(設置の目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき本市が定めた基本的な計画の推進に係る事業（以下「事業」という。）の実施に必要な資金を積み立てるため、京都みらい夢基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条中「ふるさと納税寄付金」を「次に掲げる寄付金（公営企業の業務に係るものを除く。）」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) ふるさと納税寄付金（地方税法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除の対象となる寄付金をいう。）のうち、事業の実施に必要な財源に充てることを目的とするもの。ただし、基金に積み立てないことについて市長が特別の理由があると認めるものを除く。
- (2) 企業版ふるさと納税寄付金（地域再生法第13条の2に規定する寄附として受けた寄付金をいう。）
- (3) その他前条の目的のための寄付金であって市長が適当と認めるもの

第6条中「事業の実施等」を「事業の実施」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局総務部総務課)